

高次脳機能障害と 自動車運転に関するご案内

第3版



令和7年1月

一般社団法人 広島県作業療法士会 事業部自動車運転支援担当

問い合わせ先：driveot@hiroshima-ota.jp

※このパンフレットは、広島県作業療法士会の会員の皆様の会費によって作成されました。

広島県内の作業療法士の方は、ぜひ入会してからご利用ください。

目次

はじめに	2
病気やケガの影響.....	3
法律上の問題	5
運転を希望する場合の手順	7
免許返納後のサービス.....	12



【はじめに】

運転免許取得後に障害が発生し、
自動車運転について不安や心配がある際、
このパンフレットを参考に、
今後の自動車運転についてご検討ください。



【病気やケガの影響】

一般的に、脳外傷や脳卒中などによる、**手足の麻痺**や**視野が狭くなる**といった症状が、自動車運転における問題点として認識されやすいです。

しかし、運転の可否に影響を及ぼしやすい症状としては①～⑦が挙げられます。

- ① **意識障害** (気を失う)
- ② **判断力・注意力の低下**
(ボーッとしやすい、同時に2つのことが行えない)
- ③ **記憶障害** (約束を忘れてしまう)
- ④ **遂行機能障害** (計画を立てて実行出来ない)
- ⑤ **社会的行動障害** (感情の起伏が激しい)
- ⑥ **失語** (言葉を理解したり言ったりすることが難しい)
- ⑦ **失行** (動作がうまく行えなくなる)

上記の②～⑦の症状を
高次脳機能障害といいます。

高次脳機能障害のある方の 自動車運転時にみられる特徴

●運転操作

- ・ 信号・標識、歩行者等を見落とす
- ・ アクセル・ブレーキを間違える
- ・ 不必要な加速・減速をする
- ・ 常に気を張って運転する必要があるため、疲れやすい

●道順

- ・ 目的地を忘れる、道に迷う
- ・ 慣れた道以外では、パニックになってしまう
- ・ 行き当たりばったりで目的地にたどり着けない
- ・ 工事などでルート変更が生じた際に対応できない

●感情

- ・ 遅い車にイライラしてしまう
- ・ 同乗者がいると気が散って、集中して運転できない
- ・ 不愉快なことがあった後は運転が乱暴になる

●トラブル対応

- ・ トラブルが起きた時に、状況説明が十分にできない

◆上記に、あてはまることはありませんか？◆

【法律上の問題】

1. 一定の病気に該当される方

「何人も、過労、病気、薬物の影響そのほかの理由により、正常な運転ができないおそれがある状態で車両などを運転してはならない(道路交通法 66 条抜粋)」とされています。

運転に支障のある方は、症状によっては**運転免許が取得できなかったり、一定期間取り消されたりする場合があります。**

一定の病気

- 統合失調症
- 再発性の失神
- 躁うつ病
- その他の精神疾患
- アルコールなどの中毒者
- 脳卒中(脳梗塞、脳出血、くも膜下出血、一過性脳虚血発作等)
- てんかん
- 無自覚性の低血糖
- 重度の眠気症状を呈する睡眠障害
- 認知症、高次脳機能障害

上記の病気に該当する場合、安全運転相談へ相談、医師の診察・各リスクの説明を受け、**専用の診断書の提出(運転の可否について記載があるもの)**が必要となる場合があります。

2. 質問票の提出義務

運転免許取得や運転免許更新の際に、**質問票** (P.6 参照)の提出が義務化されました。

3. 質問票で虚偽の回答をした場合

1 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金が科せられます。尚、学科試験・技能試験の免除が適応されなくなります。

運転免許取得・更新時の質問票

以下に該当する項目はありませんか？

質 問 票

次の事項について、該当するに印を付けて回答してください。

1 過去5年以内において、病気（病気の治療に伴う症状を含みます。）を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。 はい いいえ

2 過去5年以内において、病気を原因として、身体の一部又は全部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。 はい いいえ

3 過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある。 はい いいえ

4 過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。
・ 飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。
・ 病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。 はい いいえ

5 病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。 はい いいえ

広島県公安委員会 殿 令和 年 月 日

上記のとおり回答します。

氏 名 _____

(注意事項)

- 各質問に対して「はい」と回答しても、直ちに運転免許を拒否若しくは保留され、又は既に受けている運転免許を取り消され若しくは停止されることはありません。
(運転免許の可否は、医師の診断を参考に判断されますので、正確に記載してください。)
- 虚偽の記載をして提出した方は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。
- 提出しない場合は手続ができません。

【運転免許を再取得する場合の手順】

発症・受傷し障害が残存

#8080 安全運転相談ダイヤルへ連絡
(P.11参照)

医療機関で運転に関する相談・障害に対しての
評価を行い、今後の方針を決める

運転免許センターもしくは、
県内各警察署から診断書の用紙を受け取る

診断書を持って医師の診察(診断書に記載)を受ける

診断書へは①住所、氏名、年齢、生年月日②病名、重症度、治療経過などの総合所見
③現時点での病気についての意見(改善の見込み等)④特記事項について記載されます。

公安委員会(運転免許センター)で運転の可否判定を受ける

各都道府県に設置された運転免許センターで適性検査を受けます。
ここで障害の程度により、運転免許の条件が付加される場合があります。

公安委員会に提出する診断書

病気によって診断書の用紙が異なります。

診断書を受け取る際には、こちらのご確認をお願いします。

(脳卒中(脳梗塞・脳出血・脳腫瘍等)等関係)

診 断 書 (広島県公安委員会提出用)

1 対象者	
氏名	男 ・ 女
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日 (歳)
住所	
2 医学的判断	
<input type="radio"/> 病名	
<input type="radio"/> 総合所見(現病歴、現症状、重症度、経過、治療状況など)	
3 現時点での病状(改善の見込み等)についての意見	
○残存している障害(後遺症) ※具体的状況については裏面記載 【 <input type="checkbox"/> 意識障害、 <input type="checkbox"/> 見当識障害、 <input type="checkbox"/> 記憶障害、 <input type="checkbox"/> 判断障害、 <input type="checkbox"/> 注意障害、 <input type="checkbox"/> 身体の麻痺等の運動障害、 <input type="checkbox"/> 視覚障害(視力障害・視野障害等)】	
ア 上記の障害のいずれかが生じているため、運転は控えるべきである。	
イ 上記の障害のいずれかが生じているため、運転は控えるべきであるが、今後6か月(又は6か月より短期間の か月)以内に運転を控えるべきとはいえないと診断できることが見込まれる。	
ウ 上記の障害が繰り返し生じているとは言えないものの、発作のおそれの観点から運転を控えるべきである。※「発作のおそれ」に関する意見は裏面記載	
エ 上記の障害が繰り返し生じているとは言えないものの、発作のおそれの観点から運転を控えるべきであるが、今後6か月(又は6か月より短期間の か月)以内に運転を控える必要はないと診断できることが見込まれる。 ※「発作のおそれ」に関する意見は裏面記載	
オ 上記の障害が繰り返し生じているとは言えず、発作のおそれの観点からは、今後()年程度であれば、運転を控える必要はない。	
カ 上記ア～オのいずれにも該当しない。 <input type="checkbox"/> 回復して脳梗塞等にかかっているとはいえない。 <input type="checkbox"/> 脳梗塞等にかかっているが、発作のおそれの観点からは、運転を控える必要はない。	
4 その他特記すべき事項	

裏面の記載は医師が行います。

この診断書を持って医師の診察を受けてください。

【自動車運転支援実践の流れ(各関係機関による支援内容)】



医療機関

- 当事者と家族の意向確認と理解度の確認をします
- 情報提供
各専門機関の役割・今後の流れ・自動車自賠責保険・法律の説明を行います
- 運転に必要な評価
 - ・身体機能
 - ・認知機能
 - ・日常生活の諸活動
 - ・服薬状況
 - ・その他
 等の評価を継続的にを行います
- 評価結果から主治医と今後の方向性の確認
- 当事者・家族の意向確認
- 今後の相談窓口の紹介
- 診断書作成

※医療機関・自動車学校によっては対応が異なるため、事前にお問い合わせください。

自動車学校

- 情報提供
病気に対する注意事項
実生活の運転コース
障害の程度と予測される運転行動(身体機能に問題のある場合は、必要な運転支援装置)
- 事前の打ち合わせ
費用・同乗の許可・保険・車輛・運転コース
- 実車評価
場内評価 路上評価
- 結果の報告とアドバイスの実施

運転免許センター

- 臨時適性検査の実施
- 最終的な判定(運転可能かどうかの判断を行います)
免許取得、免許継続許可
定期的な経過観察
免許停止・保留
免許取消・拒否
- 申請による運転免許の取消
⇒運転経歴証明書の申請が可能
免許返納制度の利用

入院中に免許更新時期が近づいている場合

免許更新日から半年以内は、特別な書類や事前申請なく手続き可能です。(※その間、免許は失効扱い)

再申請日から半年以上経過した場合には、入院を証明する書類が必要となります。

しかし、手続き内容、必要書類などが更新手続きと異なるため、運転免許センターへのご相談をお勧めします。

運転不可と判断された場合

医師の診断や家族の想い、臨時適性検査での判定により、運転が不可と判断された場合、車の運転は控えてください。今の障害の状態では車の運転は危険であると判断されたからです。ただし、これで全て終わりということではありません。

※一定の病気等が理由で申請後に免許取り消しとなった後、その日から1年間は免許取得できません。しかし、免許が取り消されて3年以内に障害の状態が軽減し、運転可の判断ができれば学科試験・技能試験が免除され、免許を再取得することが出来ます。3年間に障害の状態が良くなることもありますし、判断する時間は十分にあると思います。

(免許を取り消す際には申請が必要です)

安全運転相談ダイヤル（#8080）

自動車運転に特化した相談ダイヤルです。

- ①加齢によるもの
 - ②一定の病気やそれに伴う障害が生じた場合
- 上記で、安全な自動車運転に不安がある場合に、
相談ができる窓口です。

本人様が連絡できなければ、
ご家族や第3者でも連絡可能です。

※基本的に、自己管理のもと行うことが前提のためご注意ください。
※上記が繋がらない場合は、「その他お問い合わせ」にご連絡ください。

その他お問い合わせ

免許証について、不明な点がありましたら、まずは、
運転免許センターや安全運転相談ダイヤルへご相談する
ことをお勧めします。

また、各種内容の詳細に関しては「広島県警察のホームページ」にも掲載されていますので、ご確認ください。

- 県内各警察署の交通課
- 広島県運転免許センター
住所:〒731-519 広島市佐伯区石内南3丁目1番1号
電話:082-228-0110
- 広島県東部運転免許センター
住所:〒720-0838 広島県福山市瀬戸町大文字山北54-2
電話:082-228-0110

【免許証返納後のサービス】

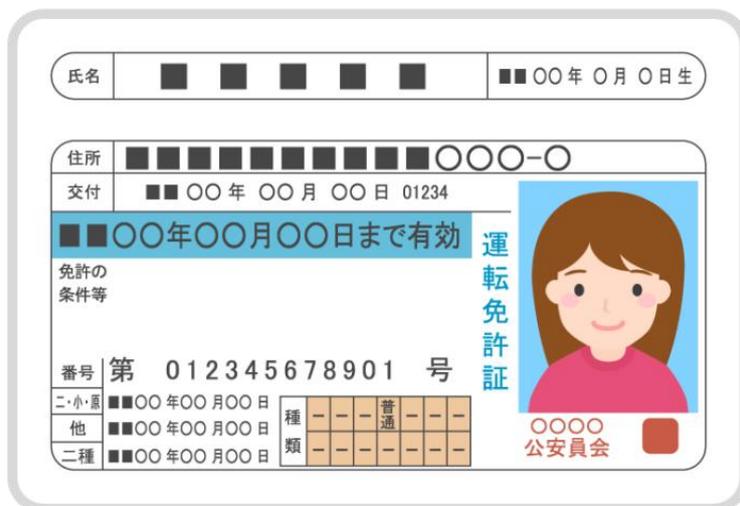
- 運転経歴証明書の申請により発行が可能
(手数料:1100円^{※令和6年時点})であり、身分証として利用可能です。
- 一部のタクシー、バス、鉄道会社の利用料金などの割引などもあります。

受けられるサービスや各料金の詳細は、自治体や時期により異なります。

詳しくは、[広島県警ホームページ](#)をご覧ください。下記のお問い合わせ先にご確認ください。

<お問い合わせ先>

- 広島県警察本部交通部運転免許課 免許第3係
代表電話:082-228-0110 内線:703-227,228
- 各警察署



【おわりに】

自動車は生活する上で必要とされる事が多く、便利なものです。一方で事故に遭い他人を傷つける危険性も伴っています。

主治医とご本人、ご家族で十分に話し合い、車の運転について検討していただきたいと思います。

医療機関としては、その判断のためにアドバイスが出来ればと考えています。今後の皆様の新たな社会生活に向けた一助になれば幸いです。



引用・参考資料

認知機能障害に対する自動車運転支援 実践の流れ

日本作業療法士協会学術部

自動車運転に関するご案内

岡山リハビリテーション病院 作業療法室

自動車運を考えられている方へ

公立みつぎ総合病院 リハビリ部

NPO 法人日本身障運転者支援機構 WEBSITE

広島県警 <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/police/>

警視庁 HP 一定の病気等に該当する方の受験・更新、安全運転相談（ご本人・ご家族の方）

イラストエイト